

様式第1号

平成 26 年度 計画・条例等一覧(対象外・除外)

第6回市民参画・協働推進委員会資料

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 (重要なものに該当しない理由)
1	花巻市保健センター条例及び花巻市振興センター条例の一部を改正する条例 【健康づくり課・地域づくり課】	<p>【目的】 花巻市職員の勤務時間に関する規定が一部改正されたことから保健センターの開館時間及び振興センターの業務時間について所要の改正を行うもの。</p> <p>【内容】 保健センターの開館時間及び振興センターの業務時間が午前8時30分から午後5時30分までであったものを、午前8時30分から午後5時15分までに改めるもの。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年6月定例会 ②施行日 平成26年10月1日施行 </p>	対象外		職員の勤務時間との整合を図るものであり、保健センターの開館時間及び振興センターの業務時間の一部改正をするものであるため。
2	花巻市市民税条例の一部を改正する条例 【市民税課】	<p>【目的】 地方税法等が一部改正されたことから所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 • 軽自動車税の減免対象の追加 • 肉用牛売却による事業所得の課税の特例の期限延長 • 固定資産税の課税標準の特例の改正 • 耐震改修実施建築物の固定資産税の減額措置 • 優良住宅地造成のための長期譲渡所得の課税特例の期間延長 • 固定資産税の非課税範囲の改正 • 法人市民税・軽自動車税の税率変更 </p> <p>【議会提案及び施行日】 ①議会提案 平成26年6月定例会 ②施行日 平成26年4月1日※原則 【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 地方税法 ②法令改正施行日 平成26年4月1日 </p>	工 義務 権利	才 市税 等	地方税法等の一部改正に伴い、それぞれ改正するものであるため。
3	花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 【市民税課】	<p>【目的】 地方税法等が一部改正されたことから所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額の引き上げ、2割軽減及び5割軽減の対象となる所得基準の引き上げ</p> <p>【議会提案及び施行日】 ①議会提案 平成26年6月定例会 ②施行日 平成26年4月1日 【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 地方税法・地方税法施行令 ②法令改正施行日 平成26年4月1日 </p>	工 義務 権利	才 市税 等	地方税法等の一部改正に伴い、それぞれ改正するものであるため。
4	花巻市公園条例の一部を改正する条例 【生活環境課】	<p>【目的】 県から譲渡された小通農村公園を追加し、市で管理することから所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 小通農村公園を追加設置する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年6月定例会 ②施行日 公布の日 </p>	対象外		当該施設は建築物でもなく、公園の追加が市民生活に重大な影響を及ぼすものでないこと。

平成 26 年度 計画・条例等一覧(対象外・除外)

第6回市民参画・協働推進委員会資料

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容(特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由)	重要	除外	除外する理由 (重要なものに該当しない理由)
5	花巻市清掃センター条例の一部を改正する条例 【生活環境課】	<p>【目的】 清掃センター職員の勤務体制が、普通勤務のみに移行したことから、職員の勤務時間との整合性を図るために、搬入日時の改正を行う。</p> <p>【内容】 清掃センターの搬入日時を午前8時30分から午後5時30分となっているものを午前8時30分から午後5時に改める。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年6月定例会 ②施行日 平成26年9月1日施行 </p>	対象外		職員の勤務時間との整合性を図るものであり、市民生活に重大な影響を及ぼすものでないこと。
6	花巻市指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例 【長寿福祉課】	<p>【目的】 地域主権改革一括法において、介護保険法が改正されたことから、条例の制定を行う。</p> <p>【内容】 介護予防支援に関する基準について、厚生労働省令で定める基準に従い又は基準を参考して規定する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年12月定例会 ②施行日 平成27年4月1日施行 </p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 地域の自主性及び自立性へ高めるための改革の推進へ図るための関係法律の整備に関する法律(介護保険法の改正) ②法令改正施行日 平成26年4月1日 </p>	対象外		介護予防支援に関する基準について、厚生労働省令で定める基準に従い又は基準を参考して制定する条例であり、市政に関する基本方針を定める条例及び市民に義務を課し又は市民の権利を制限することを内容とする条例のいずれにも該当しないため。
7	花巻市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに係る基準に関する条例 【長寿福祉課】	<p>【目的】 地域主権改革一括法において、介護保険法が改正されたことから、条例の制定を行う。</p> <p>【内容】 地域包括支援センターに関する基準について、厚生労働省令で定める基準に従い又は基準を参考して規定する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年12月定例会 ②施行日 平成27年4月1日施行 </p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 地域の自主性及び自立性へ高めるための改革の推進へ図るための関係法律の整備に関する法律(介護保険法の改正) ②法令改正施行日 平成26年4月1日 </p>	対象外		地域包括支援センターに関する基準について、厚生労働省令で定める基準に従い又は基準を参考して制定する条例であり、市政に関する基本方針を定める条例及び市民に義務を課し又は市民の権利を制限することを内容とする条例のいずれにも該当しないため。
8	花巻市高齢者いきいきプラン 2015~2017 (花巻市高齢者福祉計画・ 第6期介護保険事業計画) 【長寿福祉課】	<p>【目的】 老人福祉法に基づき、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画を定める。</p> <p>介護保険法に基づき、市の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定める。</p> <p>【内容】 市の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標及び計画期間における各年度の介護給付サービスの種類ごとの量の見込み並びに地域支援事業の量の見込みを定める。</p> <p>【区分】 実施計画</p> <p>【計画期間】 平成27年度～平成29年度</p> <p>【関係法令】 老人福祉法第20条の8 市町村は、老人住宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。</p> <p>介護保険法第117条 市町村は、…… 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。</p>	対象外		花巻市保健福祉総合計画(平成24年度～平成33年度)において高齢者施策の基本方針を定めており、本計画は同総合計画の期間内の事業実施計画であるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 (重要なものに該当しない理由)
9	花巻市介護保険条例の一部を改正する条例 【長寿福祉課】	<p>【目的】 第6期介護保険事業計画により平成27年度から29年度まで3か年の保険料率を定めることから所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 平成27年度から29年度まで3か年の介護保険の保険料率を規定する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成27年3月定例会 ②施行日 平成27年4月1日施行 </p>	工 義務 権利	才 市税 等	保険料の賦課徴収に関するものであるため、除外する。
10	花巻市国民健康保険条例の一部を改正する条例 【国保医療課】	<p>【目的】 国民健康保険法の一部を改正する法律により、国民健康保険法の一部改正されたことから所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 高齢者の医療を確保する法律で定められている特定健康診査及び特定保健指導にかかる費用について、国及び都道府県がそれぞれ3分の1に相当する額を負担する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成27年3月定例会 ②施行日 平成27年4月1日施行 </p>	ウ 制度	ア 軽微	国民健康保険法の一部改正により、同法からの引用条項の条文を修正するものであるため
11	青少年問題協議会条例の一部を改正する条例 【生涯学習交流課】	<p>【目的】 第三次一括法において、地方青少年問題協議会法が一部改正されたことから、所要の改正を行う</p> <p>【内容】 市町村が設置する青少年問題協議会の会長は当該市町村の長に限定されていたが、この限定が廃止されたことに伴い、会長について委員の互選とするよう改める。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年6月定例会 ②施行日 公布日 </p>	対象 外		地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い、協議会の会長を委員の互選とするよう定めるものであるため。
12	社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例 【生涯学習交流課】	<p>【目的】 第三次一括法において、社会教育法が一部改正されたことから、所要の改正を行う</p> <p>【内容】 社会教育委員の委嘱の基準について社会教育法から削除されたことから、文部科学省令を参考して定めようとするもの。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年6月定例会 ②施行日 公布日 </p>	対象 外		地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱基準について定めるものであるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 (重要なものに該当しない理由)
13	花巻市スポーツ施設条例の一部を改正する条例 【スポーツ振興課】	<p>【目的】 市民サービスの向上や管理経費節減のため、指定管理施設を追加しようとするもの。</p> <p>【内容】 屋内ゲートボール場すばく石鳥谷、二枚橋体育馆を指定管理施設に追加する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年9月定例会 ②施行日 平成27年4月1日</p>	対象外		指定管理に関するものであり、市の内部事務処理に関するものであるため。
14	花巻市火災予防条例の一部を改正する条例 【消防本部 予防課】	<p>【目的】 消防法施行令の一部改正に伴い、花巻市火災予防条例の改正を行う。</p> <p>【内容】 消防法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の規定の改正を行うもので、(1)火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準を定める規定(第18条、第19条、第20条、第21条及び第22条関係)、(2)屋外催しに係る防火管理に関する規定(第47条の2及び第47条の3関係)、(3)火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する規定(第50条第6号関係)、(4)罰則に関する規定(第54条及び第55条関係)を改める。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年6月定例会 ②施行日 公布の日から施行する。ただしこの条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、この条例による改正後の第47条の2及び第47条の3の規定は適用しない。</p>	対象外		法改正に伴う引用条項の整理であるため。
15	花巻市消防計画 【消防本部 警防課】	<p>【目的】 消防機関が災害に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに防災活動の万全を期するための計画</p> <p>【内容】 住宅密集地等における火災防御活動に際し気象等諸条件による火災の拡大及び危険要素を把握し、市民の安全を図るためにスムーズな避難勧告への移行ができるよう、花巻市消防計画第9章火災警戒計画第3節警戒2火災の第1項中に、(3)火災現場の実態を把握して、警戒避難にあたるものとする。の1号を加えるもの。</p> <p>【区分】 基本計画</p> <p>【計画期間】 平成26年6月一部改正</p>	ア 計画	ア 軽微	第11章避難計画の勧告及び指示の基準についての引用部分であり、火災警戒時の行動計画に付け加えるものであるため。
16	花巻市工業団地等整備計画 【商工労政課】	<p>【目的】 経済情勢の復調に伴い、本市への企業の進出やそれに伴う既存の工業団地等の分譲が進んでいることから、更なる企業誘致を促進するための新たな工業団地等の整備に関する計画を策定するもの。なお、各団地の分譲率は高い値となっており新たな工業団地等の整備は喫緊の課題である。</p> <p>【内容】 1 開発適地の評価、選定の経緯 2 整備計画の作成 • 開発の基本的な考え方 • 整備計画の作成 (土地利用計画、道路計画ほか) 3 事業計画の作成 • 開発適地の事業概要と概算事業費 • 整備スケジュールの検討 など</p> <p>【区分】 実施計画</p> <p>【計画期間】 平成26年度～平成30年度</p> <p>【関係法令】 該当なし</p>	対象外		花巻市総合計画長期ビジョン及び同計画中期プランを具現化するための実施計画であるため。